

組 合 公 報

平成 2 9 年 3 月 1 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 1 3 号	平成 2 8 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2
公告第 1 4 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	3
公告第 1 5 号	平成 2 9 年度事業計画及び予算について	8

○ 公告第13号

平成28年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成28年度第1次変更事業計画及び予算については、平成29年2月28日開催の第153回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成29年 3月 1日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○ 公告第14号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成29年2月28日開催の第153回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成29年 3月 1日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 2.09」を「1,000 分の 2.11」に改める。

第 45 条中「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に、「2,035 円」を「2,155 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項の規定は、平成 29 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前							変 更 後							備 考
第1条 ～ 第42条 (略)							第1条 ～ 第42条 (略)							民間労働者に育児・介護休業給付を行う雇用保険制度の国庫負担率が、平成29年度から3年間に限り、給付費用の6.875%から給付費用の1.25%に引き下げられるに伴い、本組合が行う育児・介護休業手当金に係る公的負担金率についても、平成29年度から現行の0.31%が0.06%に引き下げられるため、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。(＋0.02)
(掛金及び負担金の額)							(掛金及び負担金の額)							
第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			
	短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業		短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分					
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	
特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	
長 期 組 合 員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>			長 期 組 合 員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>			
	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—		<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—	
市町村長長期組合員	<u>2.09</u>			<u>2.09</u>			市町村長長期組合員	<u>2.11</u>			<u>2.11</u>			
2 (略)							2 (略)							平成29年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を変更するもの。 (前年度比＋120円)
第43条の2 ～ 第44条 (略)							第43条の2 ～ 第44条 (略)							
(資金の繰入れ)							(資金の繰入れ)							
第45条 平成28年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,035円</u> とする。							第45条 平成29年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,155円</u> とする。							
第46条 ～ 第50条 (略)							第46条 ～ 第50条 (略)							

理 由 書

雇用保険法等の一部改正により、育児及び介護休業給付に係る国庫負担率が時限的に引下げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き上げる必要があること。

また、本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成 29 年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 雇用保険法等の一部改正により、育児及び介護休業給付に係る国庫負担率が、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間に限り、給付費用の 6.875%から給付費用の 1.25%に引き下げられることに伴い、本組合が行う育児及び介護休業手当金に係る公的負担金率についても、平成 29 年度から現行 0.31‰から 0.06‰に引き下げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。 (2) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成 29 年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員）に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引上げ （定款 43 条関係） 【現行】掛金率・負担金率ともに 2.09‰ → 【変更後】2.11‰（+0.02） (2) 平成 29 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ （定款第 45 条関係） 本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げるもの。 【現行】2,035 円 → 【変更後】2,155 円（+120 円）
3 施行期日	平成 29 年 4 月 1 日

○ 公告第 15 号

平成 29 年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成 29 年度事業計画及び予算については、平成 29 年 2 月 28 日開催の第 153 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。